

令和5年度 第1回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録

日時：令和5年8月2日（水）10：00～12：00

場所：ときわ会館 5階 大ホール

【 次 第 】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1)「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」令和4年度進行管理について
- 3 その他
 - (1)「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」（素案）について
 - (2)「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業」について
- 4 閉 会

【 資 料 】

- 席次
名簿
次第
- 資料1 第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン
進行管理（まとめ）
- 資料2 「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」
進行管理表【子ども・子育て支援事業計画必須記載事業】
- 資料3 「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」
進行管理表【その他事業】
- 資料4-1 公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）について
- 資料4-2 さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）
【概要版】
- 資料4-3 さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）
- 資料5 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業の
実施について
- 質問回答票（令和4年度第3回児童福祉専門分科会で後日回答としたもの）

【出席者・欠席者（敬称略）】

〈委員〉

出席委員・・・江原悦子、亀井隆司、木村和孝、清水浩、高野直美、高原康子、野口良輝、濱田浩、山崎栄慈、山中冴子、山本光亮、大野夏美、片山篤美、須崎統子、根岸君和、濱口麻菜美、松島万里子、若松隆

欠席委員・・・阿部修、岡村正美、久保村康史、須田あかね、武田ちあき、永富加代子、馬場広美、小野雄大、久世晴雅

〈事務局〉

・子ども未来局

子ども育成部：阿部部長、子ども政策課 高橋課長 他、子育て支援課 竹澤課長 他

子育て未来部：五島部長、佐野参事、幼児・放課後児童課 石川参事（兼）課長 他、のびのび安心子育て課 千葉参事（兼）課長 他、保育課 柴山課長 他、保育施設支援課 林参事（兼）課長 他

子ども家庭総合センター：総務課 野田参事（兼）課長、北部児童相談所 米山所長、南部児童相談所 長澤参事（兼）所長、子ども家庭支援課 向山参事（兼）課長 他

総合療育センターひまわり学園：総務課 西野課長補佐（兼）係長、医務課 細川課長、育成課 八木田参事（兼）課長、東部療育センター開設準備室 増田室長、療育センターさくら草 矢野間参事（兼）所長

・保健衛生局

保健所：地域保健支援課 清水課長 他

・教育委員会

学校教育部：総合教育相談室 小松主席指導主事兼相談係長

【開 会】

（１）委員の出席状況

委員定数２７人に対し半数以上の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により、児童福祉専門分科会成立の報告

（２）配布資料の確認

（３）傍聴希望者なし

【議 事】

（山中会長）

それでは議事に入ります。まず、議事（１）「第２期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」令和４年度進行管理について、執行部からご説明をお願いいたします。

（子ども政策課）

それでは、議事の（１）「第２期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の令和４年度進行管理についてご説明させていただきます。

お配りしております資料の内、A４の資料１「第２期 さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン進行管理（まとめ）」という資料を用いて、ご説明させていただきます。資料１でございますが、配付しております資料２及び資料３の進行管理表を概要としてまとめたものでございます。

表紙をめくって、１ページをご覧ください。まず、「第２期 さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の「計画の位置付け」でございますが、本計画は本市の子ども・青少年に関する総合的な計画として、「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付けられております。なお、計画としては第２期にあたる計画であり、計画期間は令和２年度から令和６年度までの５か年となっております。計画の中間年にあたる昨年度には中間年度の見直しとして、現状や実績を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の数値を見直すなど、計画改定を行いました。計画改定にあたりましては、児童福祉専門分科会の委員の皆様におかれましても多くのご意見やご議論をいただき、ありがとうございました。この場をお借りして、あらためて感謝申し上げます。

続きまして、２ページをお願いいたします。こちらは、「計画の基本的な考え方」をまとめております。本計画は、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が輝いて生きられるまち」を目指すことを基本理念とし、子ども・子育て支援法における「子ども・子育て支援事業計画」及び、子どもの貧困対策の推進に関する法律における「子どもの貧困対策についての計画」から構成されております。「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、「子ども・子育て支援法」に基づき、５つの基本目標を定めて各種事業を推進しているところでございます。また、子どもの貧困対策につきましては、現在貧困に陥っている子ども・青少年・家庭に対する支援及び「貧困の連鎖」への対策と、次世代の子ども・青少年・家庭が貧困に陥ることを防ぐため、短期的・長期的な両方の視点に立った「子どもの貧困対策を支える基盤づくり」と、「子どもの貧困対策における施策の柱」の２本立てで施策を展開しているところでございます。

続きまして、３ページをご覧ください。令和４年度の事業評価についてでございます。計画に掲載する事業のうち、子どもの貧困対策の基盤づくり事業を除く、１５３事業について、令和４年度の事業内容を振り返り、各事業の進捗状況による評価や今後の課題の検討を各事業の所管において行ってしております。評価についてはA、B、Cの３段階で行っております。A、B、Cの基準につきましては、あくまで目安ではございますが、資料２掲載の事業であれば「確保方策」に対し、資料３掲載の事業であれば「目標値」に対し、実績が９０％以上達成したものはA、７０％以上９０％未満はB、７０％未満はCとして、評価をしております。令和４年度の全

体の評価としては、A評価及びB評価とした事業が153事業中、147事業で、割合としては96.1%でした。また、C評価とした事業が6事業、割合としては3.9%ございました。C評価の事業につきましては、昨年の12事業と比べて6事業と減少しております。6事業のうち2事業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものとなっております。

続いて、4ページをご覧ください。こちらは、令和4年度の事業評価につきまして、基本目標別に一覧にした内訳でございます。

次に、5ページをご覧ください。5ページから14ページまで、基本目標ごとに、各事業の名称と総合評価を一覧にしたものでございます。事業名が太字になっているものは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画 必須記載事業」で、資料2に詳細を記載しています。一方、事業名が細字になっているものは、必須記載事業には該当しない「その他事業」で、資料3に記載しています。各事業の詳細につきましては、資料2、資料3をご参照ください。

次に15ページをお願いします。ここからは、総合評価を90%以上の達成としたA評価及び70%未満となるC評価とした事業のうち、子ども・子育て支援事業計画必須掲載事業をメインとしたいいくつかの事業について、ご紹介させていただきます。まず、15ページの事業番号2「妊産婦・新生児訪問指導事業」でございます。この事業は、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児、乳児及びその保護者を対象とし、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため助産師・保健師等が訪問指導を行う事業です。訪問件数につきましては、令和4年度は13,770件を見込み、体制確保を目標としたところ、訪問実績、達成値でございますが、12,745件となりました。妊産婦・新生児訪問は、ハローエンゼル訪問と併せ、乳児全戸訪問事業となっており、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐ等の目的がありますので、今後もより多くの方が利用できるよう、妊娠届出時の案内やホームページの掲載等で周知を継続していく必要があります。また、継続した支援が必要な対象者については、訪問後にカンファレンスを実施し、支援方針を検討する等、きめ細やかな支援につなげていきたいと考えております。

続きまして、16ページをお願いします。事業番号15-1、15-2「保育所等」になります。保育を必要とする就学前までの児童を保育するため、認可保育所などの新設や定員増を進める事業です。令和4年度の目標につきましては、0歳児の定員を2,757人、1～2歳児の定員を12,508人、3～5歳児の定員を15,922人としておりましたところ、それぞれ達成値といたしましては、2,821人、11,591人、17,686人とすることができました。

令和5年4月現在の待機児童は昨年度から引き続き0人となっておりますが、今後も継続して保育需要の高い地域について施設整備を進めるとともに、幼稚園等の既存施設と連携しながら保育の受け皿確保を行っていく必要があります。

次に、17ページをお願いします。事業番号25「時間外（延長）保育事業」になります。この事業は、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる、保育需要に対応する事業でございます。時間外（延長）保育の実施施設数について、令和4年度は293施設を目標としておりましたところ、317施設で実施することができました。今後も引き続き、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化に伴い、年々増加している保育需要に対応できるように保育施設の整備と併せて延長保育実施施設の整備を進めていく必要があると考えております。続きまして、事業番号35「ファミリー・サポート・センター運営事業」になります。この事業は、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設などへの送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備し、地域の子育て支援の推進を図る事業です。育児の援助を行う提供会員数について、令和4年度は1,280人を目標としておりましたところ、達成値といたしましては、1,197人となりました。今後も支援を必要としている家庭へのさらなる周知を行うとともに、依頼会員からの援助依頼の増加に対応するため、提供会員の登録数の増加も必要となります。市ホームページや市報に会員募集の記事を掲載するほか、自治会を通じて会員募集のチラシを回覧し、提供会員数の増加に努めます。

続きまして、18ページをお願いします。ここからは事業評価C「改善余地あり」と評価した事業の例といたしまして、事業番号48「さいたま子育てWEB事業」でございます。この事業は、子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営する事業です。目標としていたアクセス数1,240,000件に対し、令和4年度の達成値が111,699件だったことから、「C」評価としております。コロナ禍において、外出自粛などによる施設検索機能へのアクセス数の減少が一因となっていると考えられます。今後の課題といたしましては、市民が必要とする情報を提供できるよう子育てWEBの充実を図り、子育て応援ブックへの掲載等により認知度向上に努めてまいりたいと考えています。また、今後新たに市ホームページのサブサイトとして、さいたま子育てWEBの再構築を予定しておりますので、滞りなく再構築を行ってまいりたいと考えております。

以上、各事業の進捗状況等について説明させていただきました。令和4年度におきましても、コロナ禍にありながら、皆様のご協力により、計画における様々な施策を進めてまいりました。全体としては多くの事業がAまたはB評価となりましたが、市民ニーズや期待に十分に答えられていないこともございます。今後におきましても、子ども、青少年、子育て世代のために、多様化する子ども・子育て支援に

関するニーズに答えられるよう、「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」に沿った施策を着実に遂行してまいりたいと考えております。引き続き、委員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(山中会長)

どうもありがとうございました。

ただいま執行部からの説明がありました。事業数が多いですが、何かご意見やご質問等お出しただければと思います。いかがでしょうか。

(木村委員)

私からはご質問というか感想的なものになるのですが、進行管理のまとめのところで出させていただいておりましたけれども、必須事業 No.14、15ですね。量の見込みに対する確保方策に関して順調に取り組まれていて整備が進んでいるという状況について、大変ご尽力いただいていると思います。コロナの関係で入所が控えられ、これから需要が回復してくるだろうというお話をいただいている一方で、保育所利用率は全国的にも令和7年度をピークアウトとして下がっていくというようなデータも出ているところです。以前、さいたま市は人口流入地域ということで、もう少し先にピークアウトが発生するだろうというお話をいただいている中であえてのお話となりますが、このプランを考えたときの状況と今の状況では目標値の数値が高いのではないかと懸念を持っています。市内を見ますと一部地域ではマンションなどが増えているところがある一方で、定員割れをおこしていたり、経営がひっ迫しているところもあります。幼稚園、保育園、小規模保育所すべてに言えることですが、整備に対してお金がかかるわけです。5年前に整備したところが未だに定員が充足せずに経営に困っている。経営に困るということは量ではなく質の確保をしていかななくてはいけないという時代の中で、やはり少しニーズ転換を図っていかなくてはいけないのではないかと。これは令和6年度までの目標だと思しますので、大きな修正は難しいのかもしれませんが、令和6年、そして次の第3期ですね。これから新たに計画をたてていかなくてはいけない時期になりますので、ぜひこのあたりで確保方策だったり量の見込み、どちらかということからは子どもの処遇、質。私は保育園の立場の人間ですので、子どもの待機児童の問題だったりとか保育者数の問題だったりとかそちらの方をもう少しやっていこうというような話もありますから、そういったところに目を向けていただいて、量の見込み、確保方策については途中でもある程度はご調整だったり再検討していくべきではないかと思しますので、ご検討いただきたいと思っております。

それともう一つ。これは専門ではないですけれども、時代ニーズや昨今の報道の中で考えると、例えば66番「児童虐待防止家族支援事業」がB評価というのはど

うなのか。数だけ見ればもともと目標値がそんなに高い数値ではないのでパーセンテージで表すとこういう結果になってしまうんだと思うのですが、それだとしてもこれだけ報道で言われたときに目につきやすいものだと思います。虐待防止施策というのは行政施策としては A を維持するべきものだと思いますので、もっとニーズを探って取り組んでいく、私は専門ではないので具体的なお話はできませんけれども、例えばこれが情報公開請求で見られたときには見てくる方もいらっしゃるのではないかと思います。結局、事故が起こった時には私たちは一生懸命やっていたと言われるのですが、そもそもの前段階で A を達成している事業を増やしていく、あるいは市の状況に応じて進めていかないとなかなか突っ込みどころにされてしまうという気がしました。これは感想ということで聞いていただきたいと思います。虐待防止というのはこども家庭庁の設立で施策として強く意識されているところでもありますので、何かより良い施策を引き続きご検討いただけたらと思います。

(山中会長)

ありがとうございます。3点いただきまして、まず、幼稚園、保育所について保育所を中心に確保方策の示し方と申しますか、目標値が高すぎるのではないかと申すご意見と、質を重視するという点について関係するところからご発言いただきたいと思います。

(幼児・放課後児童課長)

ご指摘ありがとうございます。今までも現状や実績を踏まえて数字を導き出しているところがございます。今後も施策展開を考えるうえでニーズを把握しながら、様々なことを確認しながら丁寧に進めてまいりたいと思います。

(山中会長)

ありがとうございます。ニーズを丁寧に聞き取る努力をしていただけると申すことですが、よろしいですか。

3点目、虐待に関してのところですが、事業番号66番が B 評価ということですが、A を維持する必要があるということですがけれどもこの点についてご関係の方からご発言をお願いします。

(南部児童相談所長)

ご指摘いただいた件についてですが、目標値に対して件数が少し少ないということで B 評価とさせていただきます。こちらにつきましては、児童相談所の中で専門職員がチームを作って必要な時に必要な会議を開催しているわけですが、数は目標に対して数回少なくはなっていますが、常日頃必要な事案があ

りましたら全体で意思統一してそこに視点を向けて全体会を開いていこうということによっておりますので、目標値として数は掲げさせていただいていますが、必要な時に適宜家族支援チームでカンファレンスを開いていくという考えをもってっておりますので、今後につきましても必要なケースについては必要なタイミングで会議を開いていきたいと考えております。以上です。

(山中会長)

これは目標値の指標がカンファレンスの実施回数というのは少し無理があるということでしょうか。必要な時に実施しているわけですね。最初から数を掲げていること自体に難しさを感じますが、その辺はいかがでしょうか。

(南部児童相談所長)

大体年間通して65回とかそういった数で推移してこのカンファレンスをこれまでやってきています。目標値に対してというのが、これまでの結果の中で、これくらいは重篤な事案だとか必要なケース検討会議を開くべき内容のものがございまして、これくらいの件数について4年間としてはやっていきたいというところで、大体65件くらいで推移していますので今年は67件とさせていただいています。

(山中会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(木村委員)

ということは、カンファレンス実施回数が減ったということは、それだけ事案数が減って、施策として上手く成功していて、市内の虐待相談対応が潤滑に、円滑に進められているというようにプラスにとって良いという考え方でよろしいでしょうか。

(南部児童相談所長)

児童相談所の中ではこちらに示されているカンファレンス以外にも必要に応じて様々なカンファレンスを実施しております。家族支援事業として行った回数は資料のとおりとなりますが、あとはチームの中で必要な会議について随時開催している状況でございます。

(山中会長)

ありがとうございます。色々と対応されている中で一部抜き出している数ということですね。よろしいでしょうか。

これは虐待に限らずですが、A 評価が沢山あるのは良いことだと思います。指標の見直しに関しては今まで何度かご意見いただきましたけれども、妥当性が改めて問われていると思いますので、保育の質を重視することの大切さを踏まえて、今後のプラン更新の際により柔軟に考えていく必要があるというご指摘と思います。他にいかがでしょうか。

(清水委員)

そもそもの目標値の設定の仕方を教えてください。

(山中会長)

これはちょっと大きなところになりますね。それぞれの観点で示されていると思いますが。いかがでしょうか。

(事務局)

事務局の方からお話をさせていただきます。計画策定にあたりまして各事業所管課の方に目標値についての照会をかけさせていただいた中で、これくらいが適切ではないかという部分をお答えいただきまして、それを目標値として定めております。ご指摘いただきましたように政情の変化等により目標がそぐわなくなるということもあるかもしれませんが、こちらについては中間見直し等において、あまりにも乖離があるものについては修正を行うということで対応させていただいているところでございます。

(山中会長)

ありがとうございます。なかなか数では測れないものも多いと思うのですが、いかがでしょうか。

(清水委員)

けっこうざっくりと決めているということですね。ざっくりということなら仕方ないと思うんですけど、私はてっきり昨年実績や量の見込みから算出しているものかなと思っていたんですが。

典型的なのが評価 C の「子育て WEB 事業」なんですけれども、そもそもの目標値が高すぎる。先ほどの話ではないですが、目標値を変えることによって、評価についてはある意味いくらかでもコントロールできてしまうので、しっかりと目標値を定めてもらいたいというのが 1 点。そのうえでしっかりとした評価指標に則って評価をしていただきたい。子育て WEB 事業に関しては単純に目標値が高すぎるから評価 C になっていると思うので。評価 A を増やしてくださいという単純な話というよりも、中身の充実をはかっていただきたいと思います。

(山中会長)

ありがとうございます。子育て WEB 事業に関してはお話しいただける方いらっしゃいますか。

(子育て支援課長)

子育て WEB 事業の目標値に関しては、WEB のトップページのアクセス数を設定させていただいております。昨年度の達成値が11,699件とかなり低い数値となっております。理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の関係のこともありまして、イベント数が大幅に減ったこと、また、子育て家庭の方が外出機会が減ってしまったということで、施設検索機能へのアクセス数が減ってしまったということが大きな理由と考えております。ただ、トップページにアクセスできなくても、それぞれの項目に直接アクセスできますので、委員がおっしゃられたとおり、目標指標をトップページのアクセス数としておりますので、我々といたしましては、子育て家庭の方に WEB を認知してもらい、活用してもらうことが目的というところがありますので、今後目標指標のあり方についても考えてまいりたいと思います。以上です。

(山中会長)

ありがとうございます。WEB 事業は桁が違うという状況ですからね。

(子ども政策課長)

先ほど目標のたて方について、ざっくりとしたたて方というようなご指摘がありましたけれども、事務局からお伝えした内容に少し補足の説明をさせていただきたいと思います。

本日お配りしている資料2については、必須記載事業とされているもの、資料3はその他の事業が載っております。資料2に記載されている事業と資料3に記載されている事業で目標のたて方が変わっております。資料2については必須記載事業ということで、ニーズ調査などに基づきまして、事業量の見込みがどれだけ増えて、それについてどれだけ確保できるかという数値を定めておりますので、その点について補足させていただきます。

(山中会長)

ありがとうございます。必須記載事業、その他事業とありますけれども、委員のおっしゃるように目標値をどう設定するかで A にもなり C にもなり大変難しいところではあります。最初の保育のところのご発言とも絡みますが、質を確保するための目標値の設定を今後も追及していただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

では、私から1点。ヤングケアラーの事業についてお伺いします。157番ヤングケアラー訪問支援事業がB評価ですが、ヤングケアラーに関わる事業はこれだけなのか。ヤングケアラーのニーズが溶け出して色々な事業に重なっていくことがあるかもしれないですけれども。

もう1つは成果に関わります。訪問支援事業は支援ニーズがあると判断されたヤングケアラーがいる家庭に支援員さんを派遣するというのですが、それがニーズにどこまで合っているか疑問があります。物理的な負担軽減ということでは支援員さんが来てくれると確かに助かるとは思いますが、ヤングケアラーは一般のケアラーとは違う発達途上の子どもたちだからこそその課題があるということが条例を作る中でも議論となっていたと思います。その課題への対応が、高齢者介護のヘルパー派遣なので引っ掛かりがあります。

(子ども家庭支援課)

はじめに、ヤングケアラーに関する事業が訪問支援事業だけなのかというご質問ですけれども、私どもで所管しているヤングケアラーの事業はもちろんですが、他にもヤングケアラーに関わる事業はあります。

そして、今回のB評価についてご説明させていただきたいと思います。ヤングケアラー訪問支援事業につきましては、各区役所に設置されております子ども家庭総合支援拠点でご相談がつながったケースの中で、このご家庭のお子さんヤングケアラーだということが確認されました場合に訪問支援事業で支援員を派遣し、支援を行っていくというものになっております。現在、5区6世帯でご利用いただいております。こちらの目標指標についてですが、毎月訪問されている支援員さんが実績の報告をあげてくる際に、支援を受けたことでご自身の負担が軽減されているのか、軽減されていないのかというところについて簡単にアンケートをとらせていただいております。その結果、令和4年度につきましては、「とても軽減された」「軽減された」というところが80%だったため、B評価としております。令和4年度3月に利用を開始されたご家庭がありまして、その後家庭がちょっとまだ軽減されていないというようなアンケートの回答をいただいているんですけれども、その次の月4月には「軽減された」というようにお答えいただいております。80%ということでB評価になっているんですけれども、ヤングケアラーの皆さんのご自身の負担の軽減につながっている事業かなと考えております。

(山中会長)

色々教えていただきましてありがとうございました。見つかっていないヤングケアラーが沢山いると懸念されるので、条例の理念を具体的に落とし込んでいく、そういう意味ではWEB事業にも関わるかもしれませんが、ニーズを掘り起こしていただけることを期待します。

他によろしいでしょうか。とても重要なご指摘を頂戴しまして、どの事業にも関わり、どのような観点から評価するかということについて、意見をまとめることができるかなと思っております。ありがとうございます。それでは、ご意見等は、ここまでとさせていただきます。

なお、皆様のご意見をもとに、市長へ本分科会として意見具申をすることとなっておりますが、その内容につきましては、いただいたご意見等をもとに、大変恐縮ですが、私に一任させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。意見具申の結果については事務局より皆様へご報告させていただきます。

（山中会長）

それでは次第を進めていきます。

3. その他（1）です。事前配布資料でもいただきましたが、「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」（素案）について、執行部より報告事項があるということですので、ご説明の方お願いいたします。

（保育課）

その他（1）「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」（素案）について、ご報告させていただきます。「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」につきましては、昨年10月の児童福祉専門分科会におきまして、今後の方向性としてご報告させていただきました。その際には、貴重なご意見を賜りまして御礼申し上げます。その後、検討を進め、この度、「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」素案を作成いたしましたので、本日、改めてご報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は3点となります。資料4-1「公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）について」、資料4-2「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）【概要版】」、資料4-3「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）」を配布させていただいております。本日は、資料4-1を用いまして、ご報告をさせていただきます。なお、資料4-2及び4-3は、市議会の報告や、現在実施しているパブリック・コメントに付している資料となりまして、4-3につきましては、委員からいただいたご意見の抜粋の掲載もございますので、後ほど、お時間のある時にお目通しいただくと幸いです。

それでは、資料4-1をご覧ください。まず、「1 策定の趣旨」でございますが、1点目、本市の保育需要は当面の間は増加を続けますが、少子化等の影響により、令和12年度をピークとして、その後は緩やかに減少していくことを見込んでおります。2点目、一方で保育に関するニーズは近年多様化が進んでおり、保育所は、そのニーズに対応していくことが求められております。3点目、また、公立保育所

においては、施設の老朽化、保育士不足等の課題にも対応していく必要がございます。4点目、これらの課題に対応していくために、公立保育所を再編しながら機能向上を推進し、民間保育所を含めた市全体の保育の質の向上を目指していく必要があるものとして、今回、令和10年度から実施する公立保育所の再編と機能向上の指針となる「公立保育所のあり方に関する基本方針」を策定することとしたものでございます。

次に、「2 公立保育所のあり方」(1)公立保育所の再編と機能向上でございますが、1点目、本市では、地域の保育需要に応じて民間保育所等の整備を進めてまいりました。今後も、地域の保育の受け皿をしっかりと確保しながら、公立保育所の再編を進めてまいります。そのうえで、2点目、公立保育所の再編は、一部の園について、原則、民間移管をしていくことで実施してまいります。あわせて、3点目、公立保育所の機能向上は、公立保育所の再編により捻出した人員などを集約しながら、地域の基幹となる「基幹型公立園」を各区に1園設置することで実現してまいります。基幹型公立園のイメージはイラストのとおりとなります。公立保育所として保育を継続しながら、新たに「地域子育て・保育支援部門」を備えるものとし、子育て支援センター事業や、一時預かり事業といった地域子育て支援と、民間保育施設支援や人材育成、交流事業により、民間保育所を含む市全体の保育の質の向上を目指します。4点目、令和10年度に、基幹型公立園の設置と最初の3園の民間移管を実施します。その後、毎年3園程度ずつ、民間移管を実施し、機能向上を進めてまいります。

次に、(2)再編にあたっての公立保育所の分類についてですが、表にありますとおり、基幹型公立園は、地域の基幹となる公立保育所で、区役所に近い立地又は比較的大規模園である公立保育所を選定しております。一般型公立園は、民間の参入が難しい地域における保育の担い手として、継続して保育を行う公立保育所となります。民間移管等園は、既に民間保育所が整備されている、又は民間の参入が見込まれる地域にあり、将来的に民間に引き継ぐ公立保育所となります。基幹型公立園及び一般型公立園は、公立保育所として運営を継続してまいります。民間移管等園は、しっかりとした保育を提供できる民間事業者を選定し、子ども一人ひとりの状況まで丁寧に引き継いだ上で運営をお願いしていくことで、公立保育所と変わらない保育提供が継続されるものとなります。

恐れ入りますが、資料の裏面をご覧ください。「3 スケジュール」でございますが、令和5年度のスケジュールとして、すでに実施しているところでございますが、7月3日より8月4日まで、パブリック・コメントを実施しております。その後、10月に基本方針の成案を公表する予定としております。成案は市HP等で広く市民に公表されるものとなりますが、基本方針策定の際には、委員の皆様へ情報提供をさせていただきたいと考えております。

次に、「4 公立保育所の再編後の一覧(案)」でございますが、今後の公立保育

所の区分について、具体的な園についてお示した表となります。表下部に注釈がございますよう、地域の保育需要等、今後の社会情勢の変化などより、変更となる場合があるものとしております。

「さいたま市公立保育所のあり方に関する基本方針」（素案）についての報告は以上となります。よろしく申し上げます。

（山中会長）

どうもありがとうございました。こちらは前回もたくさんのご意見を頂戴した件でございます。今、資料4-1でご説明いただいたのですが、資料4-3の22ページ目にこの分科会で皆さんに出していただいたご意見の主なものが記載されています。このような意見がこの場に出て、それを踏まえての本日の説明ということになります。そちらの内容も確認していただきながら、ご意見やご質問をお出しただけならと思います。現在パブリックコメントを受け付けている最中です。いかがでしょうか。このようなことを大事にしてほしいというようなご意見でも結構です。

（木村委員）

我々の会の方でもこちらについては色々のご意見いただいたり、やり取りをさせていただいているところでございますので質問ということではないのですが、改めて感想ということでコメントを残させていただきます。

昨今、子育て支援について国の方でも頑張ってもらっているし、その中でさいたま市も頑張ってもらっていると思うんですが、特に保育所の質の向上というのもちろん大事です。その中で、基幹型公立園の役割はとても大きいのではないかなというふうに思っています。こちらが発信源になって、認可保育所に対して質の向上の支援だったり、研修実施などについても積極的に行っていただけるとさいたま市全体の保育の質の向上につながると思っておりますので、ぜひ人材育成とか交流事業、こういったところの観点を今後のさいたま市の大きな柱の一つとして取り組んでいただきたいと思います。

また、子育て支援センター事業、こちらについては、これは個人的にですが、各区1つずつという支援センター事業というのは、恵まれてきているように見える一方で、まだまだそのニーズは大きいのではないかと考えています。基幹型公立園の子育て支援センター事業には大きな期待をしていきたいと思っておりますし、地域の施設に入っていない親御さんたちへのニーズ把握、具体的な支援というのを積極的に行うことで、子育てしてみたいという機運につながるのではないかと考えています。基幹型公立園の役割を中心として子育て支援事業に積極的に取り組んでいただきたいと思います。感想です。以上です。

(山中会長)

ありがとうございます。基幹型公立園のあり方について他にご発言ないですか。特にないということで分かりました。ありがとうございます。重要なお指摘をいただきました。他にはいかがでしょうか。

(江原委員)

私、全然関係のないところから来ているんだなと思ったんですね。ですけどその関係のないところから全体を見まして。実はこの児童生徒の学習の到達度があって、さいたま市がけっこう良いところにいるんですね。自分を肯定できる子どもたちが90%いる、というところが素晴らしいと思ったんです。でもまだ90%なんです。あとの10%はやっぱり思っていない。だからそこを100%につなげられるような指導をしていただきたいなと思います。

あと、今思ったんですけれども。子どもたちを育てる保育士さんにとってやりがいがあるっていうのはお金も大事だと思うんです。実は孫が今年就活したんです。そしたらお給料の良いところに行きたいって言ったんです。けっこう意外なところに行ったんですね。とっても良い子なんだけど、やっぱりお金だったのねと。さいたま市が少しでも他の市から良いなと思われるようにお給料を上げていただければ、子どもたちの教育に対しての目標につながっていくのかなというように思います。90%を100%にさせていただけるように取り組みをされるといいなと思います。

(山中会長)

ありがとうございます。重要だと思います。保育士の労働条件の改善につきまして、他の自治体と比べてどうかご発言いただけますか。

(保育課長)

貴重なご指摘どうもありがとうございます。確かに、自己肯定感を高めていくために乳幼児期の育ち方というのは非常に重要だと思っています。これについても保育園、幼稚園の役割、それだけでなく家庭でどのように育つかということが非常に重要なことだと考えております。処遇改善については色々な施策として進めているところでございます。さいたま市は非常に保育需要が高いということで、保育士が不足している地域でもあると思うんですけど、そういった中で市の方で給与の上乗せ補助ということで年間193,500円の上乗せをしたりとか、家賃補助といった施策を行って処遇改善を進めているところでございます。水準としては低くない水準ではあると考えておりますが、やはり都市部を見るとかなり不足しているところです。さらに言うと保育士の給与は一般職と比べると低くなっております。これはさいたま市というより国の問題でもありますが、市の問題でもあると感じていま

す。なので、この点に関しましては、市の方としても課題と考えています。今後、現状を少しでも良くする施策を進めていきたいと考えております。以上でございます。

(山中会長)

ありがとうございます。よろしいですか。保育士さんの労働条件という観点からご意見いただきました。他いかがでしょうか

(清水委員)

保育課長のお話よく分かりました。保育士をしっかり確保していくための施策というのはよく分かりました。ただ、それについては幼稚園側からすると非常に大きな問題をはらんでおります。それをぜひ皆さんに知っておいていただきたい。保育士の処遇改善を手厚くすればするほど幼稚園教諭のなり手がどんどん減っていきます。これは本当に由々しき問題です。さいたま市の幼稚園はすべて私立幼稚園ですが、さいたま市の幼稚園は幼児教育の根幹を、生きる上で非常に大切な幼児期の教育を担っているという自負があります。ですので、子どももできるだけ質の高い幼児教育に努めています。努めています、保育士の処遇改善が進めば進むほど幼稚園教諭のなり手がどんどん減って行って本当に今、苦しいです。例えば、幼稚園教諭確保のために就職説明会等を行っています。それなりの対応はしているんですが、やはりお金のことを言われると非常に苦しくて。ただ、幼児教育に関わる皆さんの給与が全体でみるとどちらかというと低いということは自覚していますので、保育士の処遇改善をやめてくれという話ではなくて。それと同様に幼稚園教諭への処遇改善も検討していただきたいです。これは保育課だけでは実現できないと思いますので、さいたま市全体でぜひとも考えていただきたいです。

(山中会長)

ありがとうございます。さて、幼児教育関係どうでしょうか。何かご発言いただけるのであればと思いますけれども。どなたかいらっしゃいますか。

(幼児・放課後児童課長)

ご意見ありがとうございます。

しっかりと検討してまいります。また、質のところにつきましても研修等含め検討してまいりたいと思います。お願いいたします。

(山中会長)

ありがとうございます。保育所も幼稚園も就学前の重要な教育を支えているというところで、市長への意見具申にも反映させていきたいと思っております。他にいかが

でしょうか。よろしいですか。

私から1点。保育のニーズの多様化というところで、例えば障害のある子どもの保育の質をどう保障するかということは気がかりなところですが。公立保育所の力を大事にしながら取り組んでいく上で、障害のある子どもをはじめ、色々なニーズに目を向けて取り組んでいただきたいということをお伝えさせていただきます。

22ページ目にある、この分科会で出た意見が素案、基本方針にどのように踏まえられているかということにクエスチョンがつくところがないわけではありません。素案ができていますので、ここからパブリックコメントを経て変わっていく余地はあると思うのですが、22ページにある主な意見がどういう風に関わっていくか。「公立の再編について分かりやすい説明が求められている」と最初に書いていただいているのですが、論理的に道筋がしっかりしていて、再編が妥当であるという説得力があるかどうか。そういうところも含めて意見を改めてご検討いただいて、公立保育所への多様なニーズと保育の質をどう保障していくか、公立園の意義を再認識していただきながら、進めていただきたいと思います。

では、この件については以上ということで進めさせていただきます。

(山中会長)

それでは続きまして、その他(2)「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業」について報告事項として執行部にご説明お願いできればと思います。

(幼児・放課後児童課長)

その他(2)「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業について」ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。本日の資料では、まず初めに本市における放課後児童クラブの現状と、そこから見える問題と課題、そして課題に対する対策として、一体型事業の概要といった流れでご説明させていただきたいと思います。

はじめに、本市の放課後児童クラブの現状についてご説明いたします。資料3ページをご覧ください。まず、待機児童の現状でございますが、本市ではこれまで平成24年に策定した「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」に基づきまして、利用ニーズに迅速に対応可能な民設放課後児童クラブを整備することによって、待機児童の解消に取り組んでまいりました。令和4年5月時点の待機児童数は311人で、これは政令指定都市で最多となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。運営主体の現状でございますが、条例に基づいて設置しております公設放課後児童クラブは全て指定管理者、現在はさいたま市社会福祉事業団による運営となっており、民間事業者に業務委託している民設放課後児童クラブは、保護者会が中心となって運営するNPO法人が最も多く、その半数以上が保護者会による運営となっております。

次に、国の動向でございます。5ページをご覧ください。国の動向といたしましては、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的に、具体的な目標を定めているところでございます。これに対しまして本市の取組状況でございますが、令和4年度の実績として放課後児童クラブと放課後チャレンジスクールを一体的に実施している学校は、全104校中65校となっております。また、令和元年から令和4年度までに新規開設した42か所のクラブのうち学校内で開設したクラブは4か所となっております。

次に、本市の放課後児童クラブの課題と対応策についてご説明いたします。資料6ページをご覧ください。こうした現状から大きく分けて3点、現状と課題を整理しております。資料の下半分をご覧ください。まず1点目として、施設整備についてです。施設の面積や学校からの距離、家賃などの条件から、放課後児童クラブに適した物件の確保が困難な状況にあり、その整備数が利用ニーズの増加に追いついておりません。そのため、これまで以上に学校施設を活用していく必要があると考えております。2点目、保護者の負担についてです。先ほどご説明したとおり、支援員の確保や勤怠管理、新規開設に係る物件探しなど、クラブ運営に係る仕事を保護者が担うケースが多く、その負担が大きくなっております。そのため、新規開設に係る物件探しやクラブ運営に係る保護者の負担軽減を図る必要があります。3点目として、ニーズの多様化についてですが、近年の働き方の変化による利用ニーズの多様化に応じた放課後の居場所が不足しています。そのため、夏休みのみの利用や週に1、2回などのスポット的な利用といった多様なニーズに応じた、全ての児童のための安全、安心な放課後の居場所を確保していく必要がございます。

資料の上半分をご覧ください。一部内容が繰り返しとなって恐縮ではございますが、さきほど説明した3点の現状と課題をまとめたくて、今後の対応方針をご説明いたします。本市が実施してきております民設放課後児童クラブの整備による待機児童対策は、物件の確保が難しいことや、法人運営など保護者への負担も大きいため、持続可能な対応策とは言えない状況にあり、さらには、働き方の変化に伴いまして、放課後の居場所への利用ニーズが多様化してきております。多様化するニーズに対応し、かつ、利用を希望する全ての児童のための放課後の居場所を確保するためには、これまでの放課後児童クラブの整備から、学校の余裕教室を活用した新たな放課後の居場所の確保へ転換を図っていく必要があります。そこで、仮称として事業名をつけさせていただきましたが、「さいたま市放課後子ども居場所事業」を実施し、利用を希望する全ての児童に対して、学校内において放課後の居場所を提供することとし、事業の導入に向けた検証のため、できるだけ早期にモデル事業を実施することを検討しているところでございます。

続きまして「2. モデル事業」についてご説明いたします。8ページでございま

す。はじめにモデル事業の概要ですが、モデル事業をイメージ図にしたものです。（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業は、子どもたちの自主的な遊びをメインに、放課後児童健全育成事業の対象の児童とそうではない児童を区別なく、児童クラブの専用室や校庭、図書館、特別教室、体育館等を活用しながら、児童1人1人が好きなように過ごせる居場所を提供いたします。そして、現在実施しております、チャレンジスクールを従前通り週に1回程度、地域住民の方々によって実施していただき、参加を希望する児童はそちらに参加、希望しない児童は自由に過ごすこととなります。そして、17時になりますと就労等の要件がない児童は保護者によるお迎えや集団下校により帰宅し、就労等の要件のある児童は、専用室等で引き続き自由に過ごし、保護者のお迎えを待つこととなります。

続きまして、資料9ページでございます。イメージ図を表にしたものになりますが、1段目の目的と2段目の事業形態ですが、これまでの就労等で保護者が家庭にいない児童だけを対象としていた放課後児童健全育成事業から、希望するすべての児童への居場所を提供する事業に転換いたします。ただし、17時以降については就労等の要件が必要となります。また、これまで地域の方々が長年かけて作り上げてきたチャレンジスクールについては、現在の運用を維持したまま、この新たな一体型事業とチャレンジスクールとが連携することにより、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室も一体型事業として実施するものです。

3段目の活動内容についてです。17時までは対象児童が広がりますが、活動内容としては室内遊びや屋外での運動を想定しており、現在の児童クラブの活動と同じ内容を想定しています。4段目の保護者負担、利用料金については、他都市の取組事例を参考に、利用する時間帯に応じて規定することを予定しております。5段目の待機児童への対応についてです。全ての児童を受け入れることとするため、原則として待機児童は発生いたしません。なお、欄外にも記載いたしましたが、あくまでも現時点での整理であり、モデル事業の実施状況を踏まえながら、今後検討を進めていくこととなります。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。モデル事業の検証内容についてです。早期にモデル事業を実施し、事業のオペレーション、待機児童対策としての効果、民設放課後児童クラブへの影響等の観点から、より実効性の高い運営形態について検証を行いたいと考えております。また、モデル校に選定にあたりましては、学校施設内に既存の放課後児童クラブ室がある学校、待機児童が生じている学区、地域バランス等を勘案して選定していきたいと考えております。モデル事業での具体的な検証内容についてですが、まずは運営全般に関すること、そして待機児童削減に対する効果、地域のボランティアの皆さん方の活躍によって効果を上げている「チャレンジスクール」と「17時までの居場所」部分の連携、既存の民設放課後児童クラブ運営事業者への影響、既存の民設放課後児童クラブの運営事業者による新しい一体型事業への参入の可能性を検証していきたいと考えており

ます。

最後になりますが、参考といたしまして、11ページに同様の事業を実施している、主な自治体の事業内容を掲載しております。近年導入を開始した千葉市以外については、20年程前からこの形態の事業を開始しております。このうち、千葉市、横浜市、川崎市、品川区については、実際に現地を視察させていただきました。児童数の規模によって、職員と児童の関わり方に違いはございますが、基本的な児童の居場所や過ごし方については、同じような考え方でございました。先ほどご説明しましたモデル事業につきましては、こうした先行都市の取り組み状況を踏まえながら、検討を進めてまいります。

以上で、「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業の実施について」の説明を終わらせていただきます。

(山中会長)

どうもありがとうございました。ただ今の執行部からのご説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお出しいただきたいと思います。

(大野委員)

まず1つご質問として、他の政令市に比べてNPO法人による民設型が多かった理由を教えてください。

2点目ですが、先ほど保育園や幼稚園の処遇改善についてお話がありましたが、学童の支援員の方々への人件費向上というものについてしっかりとご検討していただきたいということをお願いいたします。以上です。

(山中会長)

ありがとうございます。今の2点についていかがでしょうか。

(幼児・放課後児童課長)

ご質問ありがとうございます。まず1点目のNPO法人による運営が多いという点につきましては、資料の3ページにありますとおり、平成24年度に策定しました「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」に基づき、利用ニーズに迅速に対応可能なところで民設の児童クラブの整備を進めてきたところでございます。その中でNPO法人による運営が多くなっているというところでございます。

また、2点目の処遇改善、支援員さんたちに対する待遇のところでございます。こちらにつきましては、少しずつではありますが、色々に対応してきているところであります。今後も引き続き検討させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(山中会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(大野委員)

ありがとうございました。小1の壁という言葉の皆様ご存じかと思えます。保育園の方を充実すると小学校に上がった時に非常に負担が増えるんですね。そうすると女性が管理職につかないということにつながっていくことになります。先ほど別の委員さんからもお話があったように、子どもにフォーカスをあてるのであれば、子どもを見守ってくださる方々にも処遇改善、具体的には人件費向上などについても十分にご配慮いただけたらと思えます。以上です。

(山中会長)

どうもありがとうございます。重要なご指摘だと思います。他にはいかがでしょうか。

(高野委員)

資料8ページを拝見させていただくと、受け皿を広くしていただけるのはとてもありがたいと思っているのですが、安全面や学校を使うので物を破損してしまったり、事故が起きた場合の責任性が見えないことについて疑問に思っています。

それから先ほど委員さんからも指摘があったように、支援員さんも資格を持っている人が少なかったり、勤務年数が非常に短いというところで、ベテランの方がいないということが放課後児童クラブの課題でもあります。神奈川県学会などで、やはり研修を求めているということを調査されている先生もいらっしゃったので、もう少し質的なところも見えるように事業していくと良いモデルになるのかなと思っています。以上です。

(山中会長)

ありがとうございます。この点についてお願いいたします。

(幼児・放課後児童課長)

まず、1点目の児童が増えることについての安全面についてですが、放課後児童健全育成事業の条例や実施要綱に基づいた支援員の配置について検討していきたいと考えております。

2点目の学校を使うことによる責任性についてでございます。学校ごとにどこを使うかについて学校と細かく調整をしながら進めていく必要があります。また、放課後になりますので、そこで何か問題があった場合につきましては、一体型事業の責任になると思えますので、そちらの方でしっかり解決していきたいと考えており

ます。

3点目の支援員につきましては、短い期間でお辞めになる方が多いことについてこちらでも把握しているところでございます。そういった中で研修につきましては、私の認識といたしましては年8回程度行っておりますし、内容につきましても毎年同じものではなく、ご希望を伺いながら実施しています。できるだけ長く支援員として働いていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

(山中会長)

ありがとうございます。いかがですか。

(高野委員)

すみません、もう1点。保護者の方とか支援員さんの声があって、保護者の負担が公設と民設で違いますが、さいたま市にいる子ども一人というのは同じなのという、同じ子どもなのでそこら辺を検討いただきたいなということは聞いておりますので、よろしく願いいたします。

(山中会長)

ありがとうございます。ご検討よろしくお願ひします。子どもの観点、保護者の観点、事業をされる方の観点と色々な観点からのご意見をいただいております。

最後にお一人くらいいかがでしょうか。お二人手が拳がりましたので、清水委員からお願いいたします。次に山本委員ということでよろしくお願ひします。

(清水委員)

放課後児童クラブについては、私はいつか大きな問題になると思っておりました。それは当然で、幼児の待機児童があれだけいた中で、その後放課後児童クラブが問題にならないわけがない。7年前くらいから私どもの幼稚園で夏休み、冬休み、春休みに小学1年生～3年生を預かっています。それくらい周りがいっぱいいっぱいなので、少し貢献しようと思ってスタートしました。でも、当時NPO法人しか認められなかったもので、完全に自前でやっています。補助金なしでやっています。

まず1つ目に、将来的に幼稚園にこの事業を拡大していただける可能性はあるのかについてお伺ひします。

今回の案件、非常に良いと私は思いました。私は近隣の小学校でチャレンジスクールの実行委員長をやっておりますが、チャレンジスクールがけっこう大変なんです。チャレンジスクールをどう着地させるのか疑問に思っていました。確か清水市長の鳴り物入りで始まったと記憶しています。当時、国の施策で放課後子ども居場所づくり事業でスタートしたんですね。スタートしたはいいけど、どう着地させるのかについてすごく不安に思っていましたので、今回の放課後児童クラブとの一体化

についてはグッドアイデアかなと個人的には思いました。思ったんですが、2つ目の質問です。9ページに放課後児童クラブと放課後子ども居場所事業の検証と比較の表がありますが、そこに「希望するすべての児童に居場所を提供」とあります。こども家庭庁がすべての子どもに居場所を提供するみたいなことを発信しそうな勢いを感じるので、それに倣ったのかもしれないんですが、これを希望するすべての児童とした目的を改めて教えていただきたいです。これは無理があると思うんです。目的のところに米印で「17時以降は保護者の就労等の要件が必要」とありますが、個人的には17時以降ではなくて、利用する児童に就労等の要件が必要にしないとパンクするんじゃないかなと危惧しますそうでなくても人材が不足しているNPO法人で運営している児童クラブもあります。今よりも児童数は確実に増えますからね。なぜこういう目的にしたのか私には理解できませんので、教えてください。

(山中会長)

ありがとうございます。大きく2点ご質問です。いかがですか。

(幼児・放課後児童課長)

まず1点目の幼稚園で事業をやっていただけるかどうかという件に関しましては、今の制度上は難しいところがございます。

それから、希望するすべての児童というところでございますが、国が令和元年から5年間の目標として出しました新・放課後子ども総合プランにおいて、すべての児童の安心安全な居場所の確保をはかるということが目的でございました。その一環でもございます。他市の事例を確認させていただいたところ、概ねですけれども、全児童の大体3割から4割くらいがこの事業に希望登録されている状況がございます。そのうち、その日に参加する児童というのはその半分程度を見込んでいます。実態を把握させていただく中で多くの児童、それから保護者の方の学校で放課後を過ごしたい、過ごしてほしいという希望については対応できるものと今のところ考えています。子どもをしっかりと指導しながら対応可能なのかということ、それから安全な場所なのか、過ごしやすい場所なのかということもしっかりと検証していきたいと考えております。

(清水委員)

わかりました。ありがとうございます。ただ、どうしてもモデル事業をやってテストしてからということも分かるんですけども、それだけでなくこの事業の立ち上げが遅きに失しているくらいなので、できるだけ早く動いてほしいと思います。以上です。

(山中会長)

ありがとうございます。続いて山本委員お願いします。

(山本委員)

3ページで、クラブの設置数自体は段階的に整備しているけれども、待機児童数自体は直近で311人ということで、なかなか減っていかないというところで、利用ニーズの増加に対して整備が追いついていないという現状認識の中で整備を進めていきたいという状況だと理解しております。ついては6ページ目でお話がありましたニーズの多様化につきまして、課題のところでは夏休みのみの利用やスポット的な週1、2回の利用ということもニーズにあるというお話をされていたところなんですけれども。今回、モデル事業をされるということなんですけど、こういったニーズの多様化に伝えていく部分があるのかということと、モデル事業を実施する見込みの件数といいますか、学校数、もしくは開始時期の見込みがあれば教えていただければと思います。なかなか場所を増やしていくところとニーズに伝えていくところが課題なのかなと考えています。場所だけあればということではなく、多様なニーズというところがなかなか311人が減っていかないということもあるんだと思います。そのあたりの現状認識と合わせて、モデル事業の中に多様なニーズも反映させるのかということも教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(幼児・放課後児童課長)

ありがとうございます。放課後児童クラブの入室については、現状週3回以上の利用が原則となっております。今回のモデル事業の中で夏休みのみの利用など、多様なニーズに対応できるように、モデル事業の中にしっかりと組み込んでいきたいと考えております。

それから、いつから、そして何校でということにつきましては、政策的なものや予算の関係がございますので、今まさにそのあたりを詰めているところでございます。この場で何校で実施するかということはお答えできず申し訳ありませんが、なるべく早く、なるべく数を確保しながら取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(山中会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(木村委員)

やっぱりこのモデル事業をやって増やしていくと、保育所と同じ課題にぶち当たると思います。安全性・安心、なり手を増やす、なり手を増やしたら研修が足りな

い、質の低下が起こるというサイクルなってくると思うんですね。特に放課後児童支援員のところの育成の部分については遅れていて、支援員研修自体も県の方のみでしかやっていない。例えば川口市さんだったりすると、放課後児童支援員資格認定研修を川口市の方でやっていていますので、さいたま市内では子育て支援員研修や保育士の研修はそれぞれの団体でやっていますけれども、県の方に依存することなく、さいたま市として放課後児童支援員の認定資格研修などを行われるのも、質の向上につながると思います。これは意見ですのでご検討いただければよろしいんじゃないかなと思います。以上です。

(山中会長)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。今いただいたすべてのご意見はどれも重要で、モデル事業の検証の観点として不可欠だと思います。子どもが安心・安全に過ごせるための人のつけ方や、放課後支援員さんへの研修の充実を含め、人の数の確保と質の確保、保護者負担、多様なニーズに応えるということで、場所さえあれば良いわけではないということを踏まえて、モデル事業を丁寧に検証していただきたいと思います。

チャレンジスクールについても、効果を上げているところとありますが、チャレンジスクールでいう効果とは何か、いただいたご意見も踏まえて、検証していただけるとよろしいかと思います。貴重なご意見どうもありがとうございました。

以上を持ちまして本日の議事はすべて終了ということになります。委員の皆様には進行にご協力いただきましてありがとうございました。

【閉会】

(事務局)

山中会長並びに委員の皆様、本日は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。次回の当分科会は、来年3月頃の開催を予定しております。日程につきましては、会長と調整のうえ、改めて皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、令和5年度第1回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会を終了いたします。

本日はありがとうございました。